

指定管理者制度運用に係る指針の見直しについて

(付議の要旨)

指定管理者制度運用以降の課題に対応し制度の効果的活用を図るため、指定管理者制度運用に係る指針の一部を見直しする。

1. 主旨

区では、平成16年8月に「指定管理者制度導入に係る指針」を策定し、平成17年度より指定管理者制度の導入を進め10年が経過する。平成21年12月には「指定管理者制度運用に係る指針(以下「運用指針」という。)」に改正しており、現在では187の施設(平成28年4月1日現在)で制度導入をしている。これまで、実績・効果が蓄積されている一方、制度運用上の課題等も明らかになってきており、今回指定管理者制度導入対象の適正化を図るとともに、制度のメリットを最大限生かすため透明で公平な評価手法を取り入れる等、制度の効果的活用を図るため運用指針の一部見直しを行う。

2. 運用指針の主な見直し内容

- 1) 指定管理者制度を適用する施設の考え方の整理
- 2) 指定管理者の選定時に公募によらず選定する場合の条件の整理
- 3) 指定管理者制度の運営において新たにモニタリング・評価手法を導入

3. 指定管理者制度運用に係る指針事務要領(以下「事務要領」という。)

運用指針の見直しに伴い、従前の事務手続き等に変更が生じるため、今後、現行の事務要領について、施設管理所管課の意見等を確認の上、見直しを行う。

4. 今後のスケジュール

平成28年	9月	企画総務常任委員会(運用指針の見直し)
平成29年	1月	政策会議(運用指針の改正(案))
	2月	企画総務常任委員会(運用指針の改正(案))
	4月~	改正運用指針に基づく運用開始